号運用方法数」又は「第３号運用方法数」が異なることとなった場合は、変更前の運用の方法の数と変更後の運用の方法の数をそれぞれ記載すること。

５．「第４号施行日時点の運用の方法の数」は、平成30年５月１日時点の運用の方法の数を記載すること。

６．提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要はない。

14．法第２条第７項第２号の運用の方法に係る情報の提供の内容

運用の方法名	運用の方法の種類	情報の提供の内容の概要	情報の提供の回数

（備考）

１．「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。

２．「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の２第２項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。

３．「運用の方法の種類」は、令第15条第１項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。

４．「情報の提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに加入者等に対して行った情報の提供の内容を簡潔に記載すること。

５．「情報の提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報の提供を行った回数を記載すること。

15．資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置（個人型年金）の実施状況

⑴　資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況（個人型年金）全般について

①加入者の資格を取得する際に資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講じている	